

北見 YMCA 小規模保育園

北見 YMCA JOY

保護者各位

北見 YMCA 小規模保育園

施設長 植田 浩司

北見 YMCA JOY

園長 秋葉 聡志

保育園での与薬について

保育園ではお子様の健康と与薬事故の防止の為、原則園での与薬は行いませんが保育時間中の与薬がどうしても必要であり、医師の指示があった場合にのみ処方された薬を保護者に代わり園児に与薬することし、下記のとおり慎重に対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

記

1. 与薬の依頼について

- ① 捺印のある与薬依頼書を提出してください。
- ② 依頼された薬を数日続けて与薬する場合は、期間を記入して捺印された一枚の与薬依頼書で、受け付けることができることとします。ただし、お預かりできる薬は1日分のみで、全ての薬にお子様の名前と与薬する日付を記入してください。その後も投薬が必要なときは、再度与薬依頼書を提出下さい。
- ③ 与薬期間中の薬の受渡しはその日の分を、朝の受け入れ時に立ち会った保育士に手渡ししてください。
- ④ バス利用児の場合には園児のお便り帳に与薬依頼書、薬を添付してください。
- ⑤ 与薬依頼書がない薬は、原則与薬することができません。

2. 与薬する薬について

- ① 与薬する事が出来る薬は医師から処方された処方期限内の薬のみとします。
※市販の薬や自家製の薬は園では与薬致しません。
- ② 粉薬、液状シロップ、錠剤は、必ず1回分の薬を持参してください。
※点眼薬や皮膚軟膏等、1回分にすることが難しいものはそのままお持ちください。
この場合、1回分の与薬量については与薬依頼書に明記してください。
- ③ 薬の入った容器や袋にはお子様の名前と与薬する日付を必ず書いてください。
- ③ 座薬、解熱剤、吸入薬はその性質上、園では与薬できません。但し、熱性けいれん、てんかん、ぜんそく等の既往症のある場合については特に保護者からの申し出があった場合に限り相談を個別に受け付ける事とします。

※登園前また帰宅後に服用することが可能な薬につきましては、家庭での服用をお願いいたします。
また、ご不明な点などがありましたら、保育園に直接ご連絡をお願いします。